プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則

本規則は、プロフットサル選手の契約、登録及び移籍に関して定め、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という。）基本規程及び「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」を補完するものである。本協会に加盟又は登録するすべてのフットサルのクラブ又はチーム（以下、「フットサルクラブ」という。）及び選手は、本規則を遵守しなければならない。

１．プロ契約制度

１－１ 対象

本協会に登録するすべてのフットサル競技の選手を対象とする。

１－２ プロ選手

① 本規則においてプロ選手とは、所属クラブとの書面による契約を有しており、フットサル活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。

② プロ選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

⑴ 満１６歳以上で、かつ、本協会加盟のフットサルクラブに所属し、本協会の認定を受けていること

⑵ 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下、「加盟リーグ等」という。）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること

⑶ 国内、国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合、事前に本協会の承認を得ること

⑷ 競技会の会場においては、本協会又は加盟リーグ等の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと

③ 契約の最長期間は、５年とする。ただし、クラブとの契約時１８歳未満の選手は、最長３年とする。

④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。

⑤ 契約の効力は、医学上の検査結果が良好であること、及び査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。

⑥ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。

⑦ いかなるクラブも、その契約の相手方又は第三者（選手の移籍元及び移籍先クラブを除く全ての者。以下、単に「第三者」という）に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。

⑧ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部に関与する資格を第三者に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。

⑨ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

⑩ クラブは、選手とプロ契約を締結する場合、本協会が別途定める契約書の書式により契約を締結しなければならない。

１－３ 他のクラブの育成組織の選手への接触

①育成組織の選手の育成及びプロ契約締結に関する妨害の禁止

クラブによる当該クラブの育成組織の選手の育成及びプロ契約締結について、他のクラブはそれを妨げてはならない。

②クラブの承諾

クラブが他のクラブの育成組織の選手へのスカウト活動を行う場合、活動を始める前に必ず当該選手が所属するクラブの承諾を得なければならない。

１－４ 契約更新（[別紙]図－１及び図－２ 参照）

① 他のクラブとの契約

他のクラブに在籍するプロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に、書面により当該プロ選手が契約するクラブに通知しなければならない（「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」（書式 I）により通知。写しを加盟リーグ等に提出）。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約期間が満了したか、又は期間満了前６ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。

かかる規定に違反したクラブ又は選手に対しては、以下の懲罰が科されることがある。

(1) 違反当事者がクラブの場合：最大１年間の期間について、新たな選手の追加登録の禁止

(2) 違反当事者が選手の場合：最大６ヶ月の出場停止処分

② クラブから選手への契約更新通知

クラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思及びその契約条件を「契約更新に関する通知書」（書式Ａ）により、遅くとも契約期間満了の１ヶ月前までに通知しなければならない。

③ クラブと選手の契約交渉

クラブは、上記②の通知後すみやかに選手との交渉の場を設定し、契約期間満了日までに新たな契約の条件についての交渉を終えなければならない。当該期日までに更新通知に対する選手からの回答がなかった場合、選手は、契約更新を承諾したものとみなされる。

④ 選手契約の締結

クラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を締結し、クラブは、その写しを加盟リーグ等に提出しなければならない。

⑤ 最終提示額証明書の発行

クラブと選手との交渉が決裂し、契約を更新しないことが確定した場合、クラブは、当該選手に対し、交渉の場において最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」（書式Ｃ）をただちに発行し、同書類を加盟リーグ等に提出しなければならない。

⑥ 移籍リストへの登録

(1) 上記③にて定められた期日までにクラブと選手との交渉が決裂して契約更新しないことが確定した場合、クラブは、ただちに当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

(2) 上記③にて定められた期日までに契約更新の最終合意に至らなかった場合であって、選手に契約更新の意思があるときは、選手とクラブの合意があれば、移籍リストへの登録を延期することができる。

(3) 移籍リストへの登録申請は「移籍リスト登録申請書」（書式第14号）により行う。

(4) 移籍リストに登録された選手は、上記①項に定める通知を行うことなしに、自由に他クラブと契約することができる。

(5) 移籍リストに登録された選手に関して、当該選手がいずれかのクラブと契約を締結した場合もしくは引退を表明した場合、又は当該選手が移籍リストからの抹消を希望した場合、クラブは当該選手を移籍リストから抹消するための申請を「移籍リスト登録申請書」（書式第14号）により行うものとする。

(6) (5)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より８か月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。

１－５ 契約更新しない場合の手続き

① クラブから選手への通知

クラブは、選手との契約を更新しない場合、選手に対し、１－４ ②に定める期日までにその旨を「契約更新に関する通知書」（書式Ａ）により通知しなければならない。

② 移籍リストへの登録

クラブは、選手への通知後、ただちに、当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

２．登録

２－１ 本協会への登録

① 登録

クラブは、本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が主催する試合並びに日本フットサルリーグ（以下、「F リーグ」という。）を含む本協会の下に置かれる各種連盟が主催する試合に参加するために、チーム及びその所属選手を本協会へ登録しなければならない。

② 選手の登録区分

(1) プロの選手として登録する場合（アマチュアからプロへ変更する場合を含む）、次の書類を本協会に提出し、２－１③の申請料を支払う。

イ．「選手登録区分申請書」（書式第１号）

ロ． 選手契約書の写し（F リーグ加盟クラブ（以下、「Ｆクラブ」という。）はＦリーグに提出する。本協会はＦリーグからこれを受け取り、保管する。）

(2) プロからアマチュアに変更する場合、「選手登録区分申請書」（書式第１号）を本協会に提出し、２－１③の申請料を支払う。

③ 選手登録区分申請料

選手は、次に定める選手登録区分申請料を本協会に支払わなければならない。

(1) プロ選手：各年度あたり１０，０００円

(2) アマチュア選手からプロ選手への区分変更：１回あたり１０，０００円

(3) プロ選手からアマチュア選手への区分変更：１回あたり５，０００円

④チーム及び選手の登録手続き

(1) クラブは、毎年所属都道府県サッカー協会の指定する期日までに、保有するチームの「継続登録申請」を行う。

(2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料（分担金）を同協会に支払う。

(3) 都道府県サッカー協会は、上記申請に不備がないことを確認し、承認する。

(4) プロ選手を登録する場合は、２－１②に定めるところによる。

(5) 本協会主催の競技会に参加するためには、上記(1)から(3)までにかかわらず、その競技会が定める期日までに登録手続きを完了し、本協会の承認を得なければならない。

⑤ 外国籍選手の登録

(1) 外国のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、５－１②に基づき手続きを行う。

(2) 外国のサッカー協会に登録していない外国籍選手を日本で初めて登録する場合、クラブは次の書類を本協会に提出しなければならない。

イ．「外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）」（書式第７号）

ロ． 在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写し

⑥ 本協会基本規程第７６条に該当する選手の登録

(1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、１チームにつき１名に限る。

イ．学校教育法第１条に定める学校において、教育基本法第５条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

ロ．学校教育法第１条に定める高等学校又は大学を卒業した者

⑵ 外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、次の書類を本協会に提出し、承認を得なければならない。
イ．「外国籍選手登録申請書（第７６条に該当する選手）」（書式第８号）
ロ．在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写し

２－２ リーグへの届出

クラブが所属する加盟リーグ等の選手の届出は､それぞれの加盟リーグ等が定める手続きに従って行う。

３．国内移籍

３－１ 移籍の種類

① アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合

アマチュア選手がアマチュア選手として移籍の意思を示した場合、移籍元クラブは、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価を請求することはできない。

② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合

プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合、いかなる対価も支払われないものとする。

③ アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合

アマチュア選手がプロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合

⑴ プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない（「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」（書式Ⅰ）により通知。写しを加盟リーグ等に提出）。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、又は期間満了前６ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブ又は選手に対しては、１－４①に従い懲罰が科される。本条項はサッカークラブとフットサルクラブ間の移籍についても適用される。

⑵ 契約期間が満了した選手及び移籍リストに登録された選手の移籍に際しては、選手とクラブは、前項に定める通知を行うことなしに自由に交渉し、新たな契約を締結することができる。

⑶ プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先クラブと移籍元クラブとが移籍に伴う補償（移籍補償金）につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

３－２ 移籍補償金

① プロ選手がプロ選手として契約の期間満了前に移籍する場合、移籍元クラブは移籍先クラブに移籍補償金を請求することができる。

② 移籍補償金の金額は、移籍元クラブと移籍先クラブの合意によって決定する。

③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通り懲罰が科されることがある。

⑴ 違反当事者がクラブの場合：最大１年間の期間について、新たな選手の追加登録の禁止。

⑵ 違反当事者が選手の場合:最大６か月の出場停止処分

④ 上記②の合意がなく当該移籍が行われた場合、違反当事者は賠償金を支払わなければならない。当該賠償金の金額は本協会が指定するしかるべき紛争処理機関によって決定されるものと

する。
⑤ 別段の定めがない限り、移籍補償金又は賠償金の金額には一切の税金が含まれる。
⑥ 契約が満了した後の移籍については、移籍補償金は発生しない。
⑦ 上記④の定めにかかわらず、賠償金の金額は、選手と移籍元クラブの間の契約において予め規定することができる。

３－３ 国内移籍の手続き

① 移籍の申請、承認

(1) 移籍先クラブは、「追加登録申請」を行う。
(2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料（分担金）を同協会に支払う。
(3) 年度の初めにプロ選手が移籍する場合は、２－１②の定めるところによる。
(4) 年度途中にプロ選手が移籍する場合、移籍先クラブは、契約の書面の写しを本協会に提出する（ＦクラブはＦリーグに提出する。本協会はＦリーグよりこれを受け取り、保管する）。
(5) プロ選手がプロ選手として移籍する場合、移籍先クラブ及び移籍元クラブは、次の書類を本協会に提出する。
イ． 移籍先クラブ
・「移籍補償金通知書」（書式第13-1号）
※当該移籍が契約の期間満了前か後かにかかわらず必ず提出する。
・移籍に関する合意書の写し（移籍補償金の金額が明示されたもの）
※当該移籍が原契約の満了前の場合、提出する。
ロ． 移籍元クラブ
・原契約の中途解除に関する合意書等の写し
※当該移籍が原契約の期間満了前の場合、提出する。
(6) プロ選手がアマチュア選手として移籍する場合、移籍先クラブ及び移籍元クラブは、次の書類を本協会に提出する。
イ． 移籍先クラブ
・「選手登録区分申請書」（書式第１号）（２－１③の申請料を支払う）
ロ． 移籍元クラブ
・原契約の中途解除に関する合意書等の写し ※当該移籍が原契約の満了前の場合に提出。

４．国内の期限付移籍

４－１ 期限付移籍の手続き

① 期限付移籍契約書の締結

期限付移籍を行う場合、移籍元クラブ、移籍先クラブ、及び選手の三者は、本協会所定の「期限付移籍契約書」によって契約を締結する。

② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結

(1) 移籍先クラブと選手は、移籍元クラブと選手が締結している選手契約（以下、「原契約」という。）の期間内で、新たな選手契約（以下、「新契約」という。）を締結する。
(2) 新契約の種類は、原契約と同じ種類とする。
(3) 新契約の基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。

③ 移籍手続き

移籍先クラブへの移籍の手続きは、３－３と同様とするが、移籍先クラブが新契約の写しを本協会に提出する際に、期限付移籍契約書の写しを添付しなければならない。

④ 移籍元クラブへの再移籍

(1) 年度終了時に期限付移籍の期間が満了した場合、選手は、自動的に移籍元クラブへ再移籍される。

(2) 年度途中に期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先クラブは、登録抹消手続きを行い、移籍元クラブは、追加登録の手続きを行わなければならない。
(3) 期間を延長する場合や完全移籍に変更する場合は、期間満了前に移籍元クラブ、移籍先クラブ、及び選手の三者が合意し、署名、捺印した書面にて本協会にその旨を通知する。
(4) 海外の期限付移籍については、上記(1)から(3)までに定める限りではない。

⑤ 出場制限に関する取り決めの公表義務

期限付移籍の契約において､試合における選手の出場について移籍元クラブとの何らかの制約条件を設ける場合、移籍先クラブは、その条件を公表する義務を負う。

４－２ 期限付移籍に関する補償金（期限付移籍補償金）

① 期限付移籍補償金

選手の期限付移籍に関して、移籍元クラブは、移籍先クラブに対し補償金（以下､「期限付移籍補償金」という）を請求することができる。期限付移籍補償金の金額は、移籍先クラブと移籍元クラブの合意によって決定される。移籍先クラブは､「期限付移籍補償金通知書」（書式第13-3号）を本協会に提出するものとする。

② 期限付移籍の期間満了後における移籍先クラブへの完全移籍の場合

期限付移籍期間満了後において、選手が移籍先クラブに完全に移籍する場合、当該移籍が移籍元クラブと選手との間の契約期間満了前であれば、３－２の定めに従い移籍補償金が発生する。移籍元クラブと選手との契約期間が満了している場合には、移籍補償金は発生しない。

４－３ 原契約の更新手続き

移籍期間中の原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合､移籍元クラブが必要な更新手続きを行う。ただし、４－２②にいう完全移籍が既に合意されている場合は、移籍先クラブが行う。

５．国際移籍

５－１ 海外からの国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1) 移籍先クラブ（国内）は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるために、本協会に次の書類を提出し、申請料（10,000円＋消費税）を支払う。
イ.「国際移籍証明書発行申請書」（書式第９号）
ロ. 選手の経歴書
ハ. 選手契約書の写し
(2) 本協会は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」発行依頼を打電する。
(3) 当該国のサッカー協会は、当該移籍について移籍元クラブ（海外）へ確認後「国際移籍証明書」を発行し本協会へ送付する。

② 移籍の申請・承認

(1) 移籍先クラブは､「継続登録申請」又は「追加登録申請」を行い、次の書類を都道府県サッカー協会に提出する。
イ.「国際移籍選手登録申請書」（書式第６号）
ロ.「国際移籍証明書」の写し
ハ. パスポートの写し
ニ. 在留カード（又は特別永住者証明書）若しくは住民票の写し
ホ. 在留資格が識別できる査証の写し（日本国籍を有する選手を除く）
(2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料（分担金）を同協会に支払う。
(3) 都道府県サッカー協会は、上記(1)の書類を受け付け、申請を本協会に送付する。

(4)　当該選手の登録については、２－１②による。
(5) 本協会は、当該国のサッカー協会が発行した「国際移籍証明書」及びクラブからの書類が全て届いた後、承認を行う。

５－２ 海外への国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

(1) 移籍元クラブ（国内クラブ）は、国際移籍証明書発行のために、「国際移籍証明書発行申請書」（書式第９号）を本協会に提出する。
(2) 本協会は、当該国のサッカー協会からの要請に基づいて「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。

② 契約途中で国際移籍する場合の補償金の通知

契約途中で国際移籍した場合、移籍元クラブ（国内クラブ）は、「契約途中での国際移籍に関する補償金通知書」（書式第13-2号）を本協会に提出する。

６．改正

本規則の改正は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

７．附則

本規則は、２０１４年４月１日より施行する。

８．改正

２０１５年　３月１２日

［別紙］

表－１　＜契約の種類の違いについて＞（本規則　１－２　関連）

登録区分	選手種類		備考
プロ	統一契約選手	クラブとプロ契約を締結した選手	
	その他	法人と雇用契約のみを締結した選手（社員選手）	プロ選手として扱う
アマチュア	アマチュア選手	報酬又は利益を目的とすることなくプレーする選手	

図－１　＜契約更新に関する更新通知期限と交渉期間＞　（本規則　１－４及び１－５　関連）

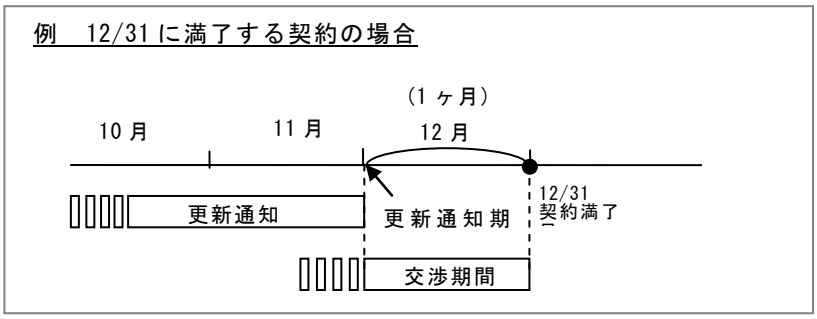

図－２　＜契約更新の流れ＞　（本規則　１－４及び１－５　関連）

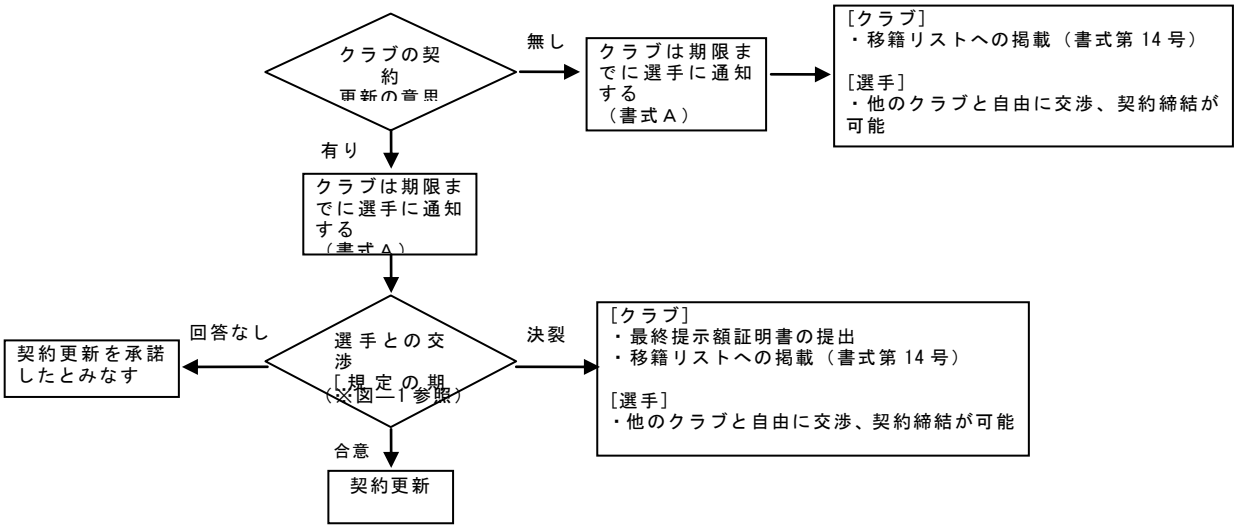

※上記にかかわらず、契約満了 6 ヵ月前以降において、クラブへの通知があれば、他クラブは選手と交渉・新たな契約の締結が可能。